

最終改正:

改正内容:平成6年3月25日条例第3号 [平成19年3月30日]

○須坂市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成6年3月25日条例第3号

須坂市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条、第20条の2及び第20条の3の規定により、建築物又はその敷地内における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置、管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図りもって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （2）自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。
- （3）駐車 道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。
- （4）特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。

（適用地域）

第3条 この条例を適用する地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「指定地域」という。）とする。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第4条 次の表の（ア）欄に掲げる地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(ア)	指定地域	
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計の面積	
(ウ)	1,000平方メートル	
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(オ)	150平方メートル	450平方メートル
(カ)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})}$	

備考

- 1 （イ）欄に規定する部分及び（エ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 （カ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 次の表の（ア）欄に掲げる地域内において、特定用途に供する部分の床面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が特に認めるものについては、この限りではない。

（ア）	指定地域			
（イ）	2,000平方メートル			
（ウ）	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分
（エ）	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル

(オ)	$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
備考	1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。 2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

- (大規模な事務所の特例に係る大規模減額)
- 第6条 前2条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。
- (建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)
- 第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- (建築物の敷地が指定地域の内外にわたる場合)
- 第8条 建築物の敷地が指定地域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半を占める部分が属する地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から前条までの規定を適用する。
- (駐車施設の規模)
- 第9条 第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。
- 4 第5条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りではない。
- (駐車施設の附置の特例)
- 第10条 第4条から第8条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。
- 2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。
- (適用の除外)
- 第11条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者については、第4条から第8条までの規定は、適用しない。
- 2 この条例の施行後、新たに指定地域に指定された区域内において、当該地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第8条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。
- (駐車施設の管理)
- 第12条 第4条から第8条までの規定により附置された駐車施設(第10条第1項の規定により、建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。
- (届出)
- 第13条 第4条から第8条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。
- (立入検査等)
- 第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (措置命令)
- 第15条 市長は、第4条から第7条まで(第8条の規定により適用される場合を含む。)、第9条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した文書により行うものとする。
- (罰則)
- 第16条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第10条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(補則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第8条までの規定は、適用しない。
